

保安3法事務連携機構 おおさかからのお知らせ

「保安3法事務連携機構おおさか」とは、大阪府からの権限移譲を受けた高圧ガス保安法などの事務を円滑かつ効率的に処理するため、府内消防本部が参画して設立した組織です。

放置ボンベ撲滅

平素は、高圧ガス保安行政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、大阪府内全消防本部及び大阪府は平成26年4月1日から「放置ボンベ撲滅」に全力で取り組んでいます。「放置ボンベ」とは、路上や空き地に投棄されたものや事業所内で使用され

ずに存置されている高圧ガス容器のことを言います。

このたび、平成27年度上半期（4月1日～9月30日）に撤去したボンベの取組み実績を取りまとめましたので紹介します。

期間中に撤去した放置ボンベ数は247本です。これを覚知別（消防の立入検査で発見したか、通報などその他のきっかけで発見したかの別）、発見場所別、対応別に集計したのが次の表です。

覚知・発見場所・対応別集計表

ボンベ数合計	覚知別		発見場所別			対応別			
						所有者へ返却	容器管理委員会が回収	所有者以外の販売店が回収	その他
247	立入検査	206	事業所	工場・作業場	157	29	18	41	69
				飲食店	0	0	0	0	0
				その他	49	40	2	3	4
	その他職員発見・通報等	41	事業所	工場・作業場	2	2	0	0	0
				飲食店	2	2	0	0	0
				その他	17	6	5	6	0
			空地・道路・河川等	20	2	7	10	1	

※発見場所別の「その他」には、空調設備工事事業所、危険物施設、火薬類販売所、自動車教習所、個人所有の倉庫やガレージ、一般住宅、空家などがありました。

ガス種別では、多いものから順にLPガス63本、酸素34本、アセチレン30本、炭酸ガス19本となっており、撤去したボンベの半数近くに錆びが発生していました。発見場所別では工場・作業場が最も多くなっています。また、消防の立入検査の対象ではない一般住宅や空家にも、処理に困ったLPガスボンベや炭酸ガスボンベが放置されているケースがあります。そのため、引き続き消防の立入検査を実施するとともに、

予防広報にかかる街頭啓発の機会に「放置ボンベ撲滅」の取組についてチラシ配布などの周知を継続していきます。

高圧ガス販売店の皆様には顧客のボンベ管理状況の把握を、高圧ガス消費事業所の皆様にはボンベの早期返却をお願いします。

大阪がより安心・安全な街となるよう「放置ボンベ撲滅」の取組にご協力をお願いします。

法令小噺

先日、高圧ガス保安法における事故の発生により、緊急に立入検査を実施した結果、消防法違反が発覚したため、不備欠陥事項を関係者に通知した件をご紹介します。

事案としましては、オフィスビルの地下駐車場にある高圧ガス容器の貯蔵庫において、ハロゲン化物消火設備の貯蔵容器の先端部に取り付けられているバルブ部分からのガス漏えいというものです。

高圧ガス保安法においては、今回の事案は当該貯蔵庫設置の許可や届出の手続きが不要な貯蔵施設でしたが、「貯蔵」方法の基準については、次のとおり規定されています。

一般高圧ガス保安規則<抜粋>

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第18条 法第15条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (省略)

二 容器(中略)により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 可燃性ガス又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所であること。

ロ 第6条第2項第8号の基準に適合すること。

第6条(省略)

2 製造設備が定置式製造設備(中略)である製造施設における法第8条第2号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。(後略)

一～七(省略)

八 容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。

ニ 容器置場(不活性ガス及び空気のものを除く。)の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間に有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ホ 充てん容器等は、常に温度40度(中略)以下に保つこと。

ヘ 充てん容器等(中略)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

ト 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。

ハ～ハ (省略)

三 省略

立入検査の結果、高圧ガス保安法の法令違反はありませんでしたが、ハロゲン化物消火設備を含むこちらのオフィスビルに設置されている他の消防用設備等については、消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検報告義務違反がありました。

消防用設備等は火災が発生しても、その機能を有効に発揮するための維持管理が必要であり、点検結果を定期的に消防機関に報告させることで、機能維持を図っています。

今回の事故発生では、ハロゲン化物消火設備の点検未実施及び未報告の違反が長期間続いたことに伴う、維持管理不良も原因の一因であると推測されます。

ハロゲン化物消火設備の点検の内容及び期間については、以下のとおりです。

平成16年5月31日消防庁告示第9号告示<要約>

◆機器点検(6月に1回)

消防用設備等の種類に応じ、消防用設備等の適正な配置、損傷の有無、機能について、告示(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)に定める基準に従い、外観又は簡易な操作により確認すること

◆総合点検(1年に1回)

消防用設備等の全部又は一部を告示(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)に定める基準に従い、作動させ、総合的な機能を確認すること

また、点検の結果を報告せず又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留を、またその法人に対しても30万円以下の罰金を科せられる場合があります。

今回の消火設備のように、高圧ガスを取扱う施設では、高圧ガス保安法のほか、消防法等他法令の規制がかかることもありますので、この点ご留意下さい。

その他、本事案については、別途、高圧ガス保安法に基づく事故届も必要となります。



*消火設備の例(写真と本文は関係ありません。)

保安3法事務に係る大阪府内の窓口一覧

市町村名	消防本部	担当部署名	住所	T E L 番号	F A X 番号
大阪市	大阪市消防局	予防部規制課	〒550-8566 大阪市西区九条南 1-12-54	06-4393-6266	06-4393-4580
堺市 高石市	堺市消防局	予防部危険物 保安課保安係	〒590-0976 堺市堺区大浜南町 3-2-5	072-238-6006	072-228-8161
東大阪市	東大阪市消防局	警防部 予防広報課	〒578-0925 東大阪市稲葉 1-1-9	072-966-9662	072-966-9669
枚方市 寝屋川市	枚方寝屋川 消防組合消防本部	予防部 保安対策課	〒573-0027 枚方市大垣内町 2-10-22	072-800-1129	072-852-9925
豊中市	豊中市消防局	予防課 危険物保安係	〒560-0023 豊中市岡上の町 1-8-24	06-6846-8439	06-6843-0119
守口市 門真市	守口市門真市 消防組合消防本部	予防課 危険物保安係	〒571-0045 門真市殿島町 7-1	06-6906-1302	06-6906-3388
吹田市	吹田市消防本部	予防課危険物 保安グループ	〒564-0063 吹田市江坂町 1-21-6	06-6193-1116	06-6193-0101
八尾市	八尾市消防本部	予防課危険物 保安係	〒581-0017 八尾市高美町 5-3-4	072-992-2268	072-992-2284
柏原市 羽曳野市 藤井寺市	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	予防課保安係	〒583-0015 藤井寺市青山 3-613-8	072-958-9929	072-958-9900
岸和田市	岸和田市消防本部	予防課保安係	〒596-0827 岸和田市上松町 416-1	072-426-8606	072-426-0900
和泉市	和泉市消防本部	予防課	〒594-0054 和泉市一条院町 140-2	0725-41-6326	0725-45-5157
池田市	池田市消防本部	予防課	〒563-0037 池田市八王寺 1-2-1	072-754-3511	072-754-3515
箕面市	箕面市消防本部	予防室	〒562-0001 箕面市箕面 5-11-19	072-724-9995	072-724-3999
泉大津市	泉大津市消防本部	予防課保安係	〒595-0067 泉大津市小松町 1-70	0725-21-0119	0725-32-5445
泉佐野市 (関西国際空港 を除く)	泉州南広域 消防本部	泉佐野消防署 予防係	〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北 1-20	072-469-0119	072-460-2119
		市場消防署 予防係	〒598-0005 泉佐野市市場東 3-295-6	072-462-0119	072-462-0099
泉南市 (関西国際空港 を除く)		泉南消防署 予防係	〒590-0504 泉南市信達市場 2012-1	072-485-0119	072-483-7951
阪南市		阪南消防署 予防係	〒599-0203 阪南市黒田 264-1	072-473-0119	072-473-1511
熊取町		熊取消防署 予防係	〒590-0451 泉南郡熊取町野田 1-1-19	072-453-0119	072-453-1124
田尻町 (関西国際空港 を除く)		泉佐野消防署 予防係	〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北 1-20	072-469-0119	072-460-2119
岬町		岬消防署 予防係	〒599-0303 泉南郡岬町深日 1415	072-492-0119	072-492-2237
関西国際 空港内 (輸入を含む)		泉佐野消防署 空港分署 予防係	〒549-0011 泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地	072-456-0119	072-456-0118

メールアドレス URL	申請・ 届出等の宛名	保安検査 事前届	法令 様式	独自様式
pa0032@city.osaka.lg.jp http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/ page/0000262312.html	大阪市長	不要	省令 様式	HP参考
shoki@city.sakai.lg.jp http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/shobo/ shinsei/index.html	堺市長	不要	省令 様式	HP参考
shobokoho@city.higashiosaka.lg.jp http://www.city.higashiosaka.lg.jp/hfd119/index. html	東大阪市長	不要	省令 様式	容器再検査申請書/付属品再検査申請 書/刻印報告書/高圧ガス等工事届書 /名称・所在地等変更届出書/許可申 請取消願出書/許可等申請取下書
fd-hoan@hirane119.jp http://hirane119.jp/	枚方寝屋川消防組合 管理者 竹内脩	不要	省令 様式	HP参考
yobou@city.toyonaka.osaka.jp http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/bosai/ toyonakafiredept/index.html	豊中市長	不要	省令 様式	HP参考
yobou@mkfd119.jp http://www.mkfd119.jp/	守口市門真市 消防組合管理者 守口市長 西端勝樹	不要	省令 様式	HP参考
sfd-yobo@city.suita.lg.jp http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/ div-shoubo/yobo/original/001164.html	吹田市長	要	省令 様式	氏名、名称、住所等の 変更の届出書
yobouka@city.yao.osaka.jp http://www.city.yao.osaka.jp/0000023842.html	八尾市長	不要	省令 様式	書面交付等証明申請書/高圧ガス施 設等変更届/許可・承認・登録申請 取下書/刻印等報告書
yobou@khf119-osaka.jp	柏原羽曳野藤井寺 消防組合管理者 中野隆司	不要	省令 様式	柏原羽曳野藤井寺消防組合 高圧ガス保安規則
syoboyobou@city.kishiwada.osaka.jp http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/77/	岸和田市長	不要	省令 様式等	
sho-yobou@city.osaka-izumi.lg.jp http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/syoubou/ sinsei/3hou/index.html	和泉市長	不要	省令 様式	HPアップなし メール、手交
syobo@city.ikeda.osaka.jp	池田市長	不要	省令 様式	
yobou@maple.city.minoh.lg.jp	箕面市長	不要	省令 様式	箕面市高圧ガス 保安法施行細則
syoubou-yobou@city.izumiotsu.osaka.jp	泉大津市長	不要	省令 様式	泉大津市高圧ガス 保安法施行細則
izumisano@senshu-minami119.jp http://www.senshu-minami119.jp/	泉州南消防組合 管理者	不要	省令 様式	HP参考
ichiba@senshu-minami119.jp http://www.senshu-minami119.jp/				
sennan@senshu-minami119.jp http://www.senshu-minami119.jp/				
hannan@senshu-minami119.jp http://www.senshu-minami119.jp/				
kumatori@senshu-minami119.jp http://www.senshu-minami119.jp/				
izumisano@senshu-minami119.jp http://www.senshu-minami119.jp/				
misaki@senshu-minami119.jp http://www.senshu-minami119.jp/				
yunyu-k@senshu-minami119.jp http://www.senshu-minami119.jp/				

市町村名	消防本部	担当部署名	住所	T E L 番号	F A X 番号
貝塚市	貝塚市消防本部	予防課危険物係	〒597-0084 貝塚市鳥羽 122-1	072-422-9203	072-433-4603
茨木市	茨木市消防本部	予防課指導係	〒567-0885 茨木市東中条町 2-13	072-622-6994	072-621-0119
摂津市	摂津市消防本部	予防課危険物係	〒566-8555 摂津市三島 1-1-2	06-6318-1199	06-6319-5791
大東市 四條畷市	大東四條畷 消防本部	予防課	〒574-0037 大東市新町 13-35	072-872-2342	072-870-0119
河内長野市	河内長野市 消防本部	予防課 危険物保安係	〒586-0094 河内長野市小山田町 1663-3	0721-53-3699	0721-55-1199
松原市	松原市消防本部	予防課危険物係	〒580-0043 松原市阿保 1-16-2	072-332-3304	072-332-0003
富田林市 太子町 河南町 千早赤阪村	富田林市消防本部	予防課	〒584-0036 富田林市甲田 1-7-1	0721-23-1124	0721-23-9913
交野市	交野市消防本部	予防課 危険物・保安係	〒576-0034 交野市天野が原町 4-8-1	072-892-0012	072-891-2119
忠岡町	忠岡町消防本部	予防課	〒595-0811 泉北郡忠岡町忠岡北 1-1-23	0725-31-0119	0725-22-4000
島本町	島本町消防本部	管理課予防係	〒618-0024 三島郡島本町若山台 1-2-5	075-962-1299	075-962-0119
大狭山市	大阪狭山市 消防本部	予防グループ	〒589-0005 大阪狭山市狭山 1-2384-1	072-366-0043	072-366-7666
豊能町	豊能町消防本部	消防署警備 第二課第二予防係	〒563-0103 豊能郡豊能町東ときわ台 1-1-2	072-736-0119	072-738-2987

○ 高槻市、能勢町については、引き続き大阪府が窓口

移譲 市町村名	消防本部	担当部署名	住所	T E L 番号	F A X 番号
大阪府	—	政策企画部 危機管理室 消防保安課	〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁新別館北館3階	06-6944-6653	06-6944-0919

《参考》保安3法事務連携機構おおさか URL <http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000271718.html>

メールアドレス URL	申請・宛名 届出等の宛名	保安検査 事前届	法令 様式	独自様式
shoboyobo@city.kaizuka.lg.jp	貝塚市長	要	省令 様式	
yobo@city.ibaraki.lg.jp	茨木市長	不要	省令 様式	
yobou@city.settsu.osaka.jp http://www.city.settsu.osaka.jp/0000006271.html	摂津市長	要	省令 様式	摂津市高圧ガス保安法施行細則
yobo@ds119.jp http://www.ds119.jp/shinseisyodownload/ kouatugasu/index.html	大東四條驛消防組合 管理者	不要	省令 様式	HP参考
yobou@city.kawachinagano.lg.jp http://www.city.kawachinagano.lg.jp/static/ kakuka/shoubou/contents/index17.htm	河内長野市長	不要	省令 様式	HP参考
syoubou-yobou@city.matsubara.osaka.jp http://www.city.matsubara.osaka.jp/reiki_int/ reiki_taikei/r_taikei_12_03.html	松原市長	不要	省令 様式	松原市高圧ガス保安法施行細則
yobou@city.tondabayashi.lg.jp	富田林市長	不要	省令 様式	高圧ガス施設等の工事届出書／氏名・ 名称・住所等の変更届出書／許可・ 承認・登録申請取下げ書
syoubou@city.katano.osaka.jp http://www.city.katano.osaka.jp/ docs/2012031200012/	交野市長	不要	HP 参考	HP参考
yobou-119@town.tadaoka.jp http://www.town.tadaoka.osaka.jp/tadaoka/ d1w_reiki/reiki.html/	忠岡町長	不要	省令 様式	忠岡町高圧ガス保安法施行細則
kanri@town.shimamoto.lg.jp	島本町長	要	省令 様式	
shoubou-yobou@city.osakasayama.osaka.jp	大阪狭山市長	要	省令 様式 大阪府 様式	
shoubou-yobou@town.toyono.osaka.jp	豊能町長	不要	省令 様式 大阪府 様式	高圧ガス施設等の工事届出書／氏 名・名称・住所等の変更届出書／ 許可申請等の取下げ願出書

メールアドレス URL	申請・宛名 届出等の宛名	保安検査 事前届	法令 様式	独自様式
shobohoan@sbox.pref.osaka.lg.jp http://www.pref.osaka.lg.jp/hoantaisaku/shokai. html	大阪府知事	要	省令 様式	



『IFCAA 2016 OSAKA』を開催します。

平成28年6月8日（水）から11日（土）までの4日間、「IFCAA 2016 OSAKA」（IFCAA = イフカ）を大阪のベイエリアである大阪市南港地区において開催します。

IFCAA（International Fire Chiefs' Association of Asia）とは、「アジア消防長協会」という国際的な消防団体の英語表記で、その頭文字をとり略称で「イフカ」と読みます。

アジア・オセアニア地域内の22カ国と2地域が加盟しており、各国と地域の消防長が国際的に融和強調して、人命、財産等を火災から保護する技術や手段の研究を促進させると共に、消防情報を交換し、アジア地域における消防の発展に資することを目的に、1960年（昭和35年）に設立されました。

今回開催の「IFCAA 2016 OSAKA」ですが、「第29回アジア消防長協会総会」「第68回全国消防長会総会」などの国際・国内会議のほか、「国際消防防災展」「国際救助隊合同訓練」「市民参加型イベント」等を同時に開催する大規模なコンベンションで、『未来へ繋げるアジアの消防』をメインテーマに、日本国内はもとより、アジア・オセアニア地域から多数の消防関係者が、ここ大阪市に一堂に会し、各国の消防に関する知識や技術の交流を図るとともに、消防を取り巻く諸課題についての情報交換等を行うことにより、消防行政の発展と災害対応能力の向上に繋げて参りたいと考えております。

また、国際消防防災展や国際救助隊合同訓練、市民参加型イベントでは、最新の消防防災機器の展示や、『消防』の力強さ、そして『消防』を身近に感じていただけるような様々なイベントをご用意しておりますので、是非、会場へお越しください。多くの皆様のご参加をお待ちしております。



**IFCAA 2016
OSAKA**

イフカ大阪

『未来へ繋げるアジアの消防』

～ Fire Service in Asia for Future Generation ～

【開催期間】 平成28年6月8日（水）～11日（土）

【開催内容】 ・ 第29回アジア消防長協会総会 ・ 国際救助隊合同訓練
・ 第68回全国消防長会総会 ・ 国際消防防災展 他

【会場】 ・ ハイアットリージェンシー 大阪（総会等会議）
・ アジア太平洋トレードセンター（防災展・合同訓練 他）

URL : <http://www.ifcaa2016osaka.com/>

